

議案第 29 号

山陽小野田市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
山陽小野田市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 42 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、なお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における当該教育長の勤務時間、休暇等については、この条例の規定は適用せず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成 27 年山陽小野田市条例第 号）第 3 条の規定による廃止前の山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 49 号）第 7 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。